

## 令和 5 年度

### 第 12 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 6 年 2 月 5 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 35 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（3 月 1 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	渡邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之		○	17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二	○	
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	松島 寛治		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	影山 和祈	○	
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主任	沖田 普耶	○		出張所長	坂口 登		○
				主任	加川 元暁		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也		○	出張所長	今西 隆行		○
主事	辻 健作	○		主任	荻原 綾乃		○

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>ただ今より、令和5年度第12回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)、本日、5番入谷委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は23名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。16番金本委員さん、17番渡邊委員さん、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号75から80の6件について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下省略)</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは「農地法第3条の規定による許可申請」について、受付番号68から74の7件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>それでは受付番号75から80の6件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p> <p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画(3月1日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和6年1月期の申し出分については、「令和6年3月1日公告 利用権設定内訳」とおりです。</p>

<p>議長</p>	<p>今回、利用権設定の一般分が合計 85 件 487,950.68 m<sup>2</sup>、農地中間管理事業分が合計 4 件 12,730 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様よりご質疑・ご意見等はございますか。</p> <p>それでは採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画(3月1日公告)の決定」について、提案の通り決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について上程いたします。受付番号13～14の2件について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (口和出張所)</p>	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号13</p> <p>位置等：説明資料の5から6ページに記載</p> <p>転用事由：牛舎、堆肥舎、飼料置場、敷料置場</p> <p>資金計画：自己資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p> <p>その他：追認</p> <p>受付番号14</p> <p>位置等：説明資料の5、7ページに記載</p> <p>転用事由：堆肥舎、駐車場、通路</p> <p>資金計画：自己資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p> <p>その他：追認</p>

議長	<p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。</p>
議長	<p>それでは、採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第4条の規定による許可申請」受付番号13～14の2件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号49について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局 (本庁)	<p>受付番号49 位置等：説明資料の8から9ページに記載 転用事由：駐車場 資金計画：なし 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み その他：追認</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。</p> <p>それでは、採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第5条の規定による許可申請」受付番号49について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。</p> <p>それでは、議案第5号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号56から61の6件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (本庁)	<p>(説明 以下 概要) 受付番号56 位置等：説明資料8、10ページに記載 潰廃事由：申請地は昭和50年頃住宅を建設し、宅地となっている。</p>

	<p>現地確認：現地はブロック積みされた宅地となっており、今後農地として利用する見込みもないことから、非農地であることを確認。</p> <p>受付番号 57</p> <p>位置等：説明資料 8、11 ページに記載</p> <p>潰廃事由：申請地は、隣接する宅地を 25 年前に解体し、そのままとなり原野化した。</p> <p>現地確認：現地は笹や低木が繁茂及び圃場整備事業の残地で宅地や法面となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 58</p> <p>位置等：説明資料 8、12 ページに記載</p> <p>潰廃事由：令和 5 年に相続したが、相続時には農地は荒廃しており、今後も農地を利用する予定はない。</p> <p>現地確認：現地は原野及び山林化しており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 59</p> <p>位置等：説明資料 8、13 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 5 年頃、亡父が車を駐車するために砂利を敷いた。</p> <p>現地確認：現地は庭及び駐車場となっており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>事務局 (西城出張所)</p>	<p>受付番号 60</p> <p>位置等：説明資料 14～15 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 55 年頃、申請者の父が養豚業を開始するため豚舎を建設した。現在は、建物は解体し、基礎部分のコンクリート部分のみとなっている。</p> <p>現地確認：現地は基礎コンクリート部分及び雑草が繁茂しており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>事務局 (高野出張所)</p>	<p>受付番号 61</p> <p>位置等：説明資料 16～17 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 10 年頃より、耕作者が高齢により耕作できなくなったため原野化した。</p> <p>現地確認：現地は原野化しており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。</p> <p>何かございますか。</p>

9 番森兼委員	61 番について、隣接の農地の状況説明をお願いします。
事務局員 (高野出張所)	所有者は別の方で隣接の農地についても、同様な状況で原野化しております。
3 番木村委員	58 番の説明資料で地積図に地番の記載が 2 つあります。説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	申請農地の隣の地番で、資料作成の際消し忘れたものです。申し訳ありません。
議長	58 番の周辺の宅地はどのような状況でしょうか。
事務局員 (本庁)	58 番の西側は車が停車されていました。下にも家がありましたが、居住の有無は確認しておりません。
議長	須應委員このことで補足することはありますか。
7 番須應委員	申請地の上の宅地は居住されておられるように思います。下の宅地については確認できておりません。申請人はこちらに居住されておりませんので、空き家状態になっています。
議長	申請地は宅地が原野に囲まれた状況なので、地域で注視していただきたく思います。  それではないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請」について、受付番号 56 から 61 の 6 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。  以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。  引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。  (その他事項について資料にて説明) ・会長報告 ・地域計画の進捗状況について

<p>・今後の主な日程 報告を行った。</p> <p>以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんからご質疑、意見等がございますか。</p> <p>皆様の方から何かございませんか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第12回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時35分)</p>
---

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和6年2月5日

議 長  
(道下 和子) \_\_\_\_\_

16 番委員  
(金本 哲弥) \_\_\_\_\_

17 番委員  
(渡邊 敬子) \_\_\_\_\_